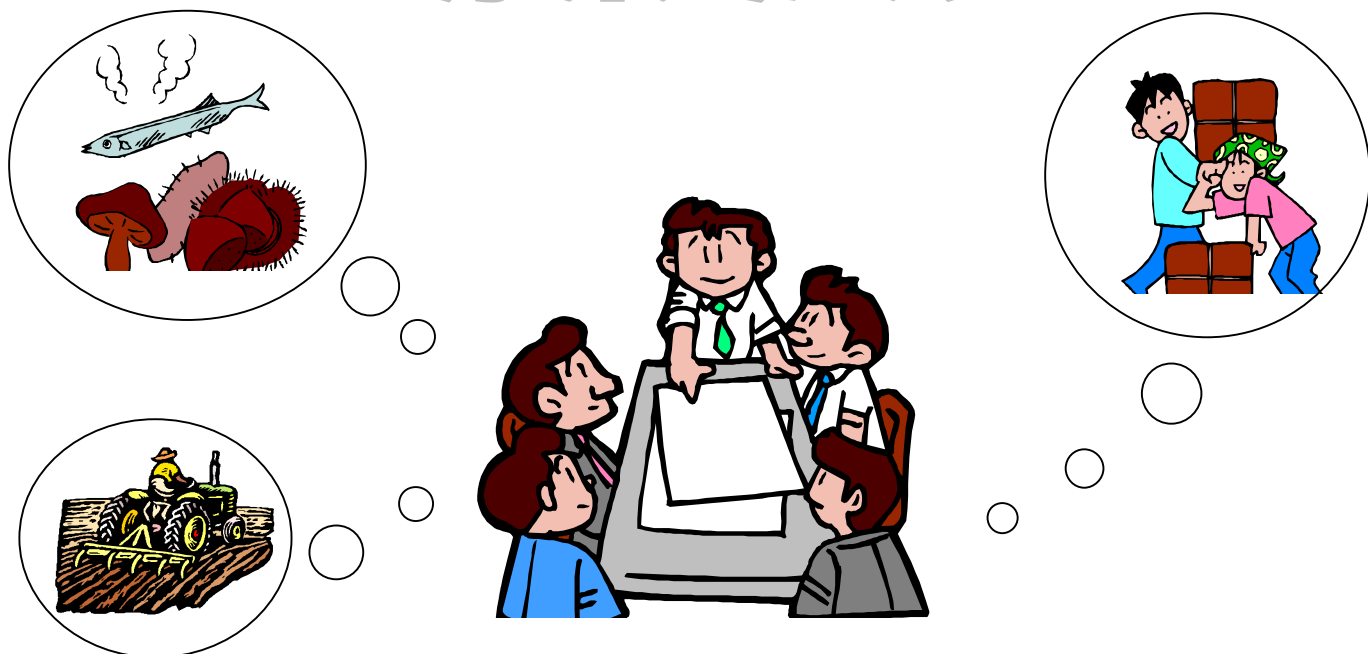


ふみ出そう「地域を変える元気な一歩」

平成18年度 久慈地域づくりパワーアップ支援事業

コミュニティ・ビジネスチャレンジ資金 募集要項



「久慈地域づくりパワーアップ支援事業」とは？

久慈広域4市町村における地域の課題や問題を解決するため、地域が活性化するような独創的な地域づくり活動への取り組みをする団体及び、地域資源を利用し新たなビジネスを起業する団体に対して支援を行います。

「審査会」

応募されたビジネス企画提案は、審査会で選考され対象事業と助成額が決定されます。

「活動発表会」

先の公開審査会で採択された地域づくり活動助成事業及び地域づくり活動を久慈地域内外の皆さんに知っていただく機会として、活動発表会を開催しますが、今回募集のビジネス企画についても、発表していただきます。

なお、この活動発表会は事業完了報告会として、公開の場で審査会委員の参加を得て、助成グループ全体で行います。

主催 特定非営利活動法人やませデザイン会議

この事業は、久慈地方振興局の活性化事業調整費を活用しております。

1. 募集するコミュニティ・ビジネスチャレンジ資金企画

- ◇ 久慈広域4市町村の人材や資源を活用し、新たなビジネスを起業する活動

2. 応募資格・条件

- ◇ 久慈広域4市町村に居住する個人
- ◇ 久慈広域4市町村を主な活動範囲とする任意グループ
- ◇ 県内に主たる事務所を置く法人（ただし、地方公共団体、第3セクター及び大企業は除く）
- ◇ 同一の事業内容で、県・市町村及びその関係団体から助成を受けていないこと。
- ◇ 久慈広域4市町村の人材や資源を活用し、地域密着型サービス（コミュニティ・ビジネス）を展開しようとしていること。
- ◇ 政治、宗教を目的としない活動であること。
- ◇ 原則として、1団体1件の応募とし、上記の資格・条件をすべて満たしていること。
ただし、いかに該当する者は助成対象となりません。
- ◇ 介護保険法の適用を受けて、痛所介護、訪問介護及び居宅介護支援などを行う者

3. 対象となる活動経費

- ◇ 事業期間内に支払完了した経費に限ります。（契約提携日から2月末までの期間）
- ◇ 領収書等の証拠書類がない経費は、助成対象外とします。

費目	内容	備考
店舗等借上げ経費	店舗又は事務所を借り上げる際の賃貸料 (ただし、6ヶ月を越えない期間)	敷金、礼金、保証金及びこれらに類するものは除く。
店舗等改装・設備工事費	①改装費は、借り上げ店舗等の内外装の改良、据付け、修繕工事費に限る（新築施設を除く。） ②設備工事費は、建物に附属する設備であり、設置工事が伴うものに限る。 ③看板設置工事費（ただし、50万円未満とする。）	
備品・什器・消耗品購入費	①備品費は、事業で特に必要な機器、器具、家具これらに類するものに限る。 ②什器は、事業で特に必要な用具類に限る。 ③消耗品は、事業で特に必要な事務等消耗品に限る。 ④備品・什器・消耗品購入費には、送料・運搬料を含む。	備品は自動車を除く。
広告宣伝費・販売促進費	①広告宣伝費は、次の経費に限る。 ・広告掲載料（テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等） ・チラシ作成外注費（新聞折込料を含む）及び郵送料 ・ポスター・パンフレット作成外注費及び郵送料 ・ホームページ作成初期外注費（維持管理、更新費用を除く） ②販売促進費は、本人、役員及び従業員の営業活動に伴う次の経費に限る。公共交通機関の実費料金 ・車を利用する場合の車燃料実費及び有料道路通行料 ・展示・商談に伴う会場使用料 ③広告宣伝費・販売促進費には、送料・運搬料を含む。	
商品開発費・研究費	①商品開発費は、次の経費に限る。 ・有識者の講師謝金・旅費 ・大学・研究機関・民間会社への研究負担金、試作品開発費、検査料 ②研修費は、本人、役員及び従業員を対象とする次の経費に限る。 ・有識者の講師謝金・旅費	

	<ul style="list-style-type: none"> ・外部の研修会参加料 ・研修会の開催に伴う会場使用料 ・研修を目的とする公共交通機関の実費料金又は車を利用する場合の車燃料実費及び有料道路通行料 ③商品開発費・研修費には、送料・運搬料を含む。 	
--	---	--

4. 助成金額及び助成期間

- ◇ 助成限度額／1団体上限50万円の範囲
- ◇ 助成率／企画に要する経費の10割
- ※助成団体は、企画提案の内容・予算等を検討して審査会で決定します。
- ※助成期間中を含め、助成終了後もアンケート等の提出ができること。

5. 審査会

- ◇コミュニティ・ビジネス及び地域づくりに関し、優れた経験と知識を有する10名以内の審査員で構成される審査会を開き、助成対象事業と助成額を決定します。
- ◇ 審査会でのヒアリングのほか、事前に書類審査を行います。
- ◇ 審査会は7月と9月の2回を予定しています。

6. 審査基準

- ◇ 地域の利便性向上又は活性化が期待できること（地域貢献性）
- ◇ 収益を目的とし、継続することが見込まれること（収益性、継続性）
- ◇ 自らの創意工夫により収益事業を図ろうとすること（事業の独自性）
- ◇ 助成の目的が明確であり、助成金の交付により事業発展が期待できること（支援効果性）
- ※報告会開催までに事業を立ち上げることが採択の条件となります。

7. 事業完了報告

- ◇ 10月中旬頃に中間報告会を開催
- ◇ 2月上旬頃に事業完了報告会を開催
- ◇ 活動成果と会計報告をまとめた報告書を提出
 - ・ 上記2項目は義務
- ※活動内容と申請内容が著しく相違していたり、活動が行えなくなった時、活動報告書を提出しない場合は、交付決定を取り消すこともあります。

8. 応募期間・採択数

- 1回目 平成18年6月12日（月）～平成18年7月7日（金）まで
 - ・・・1団体以内採択予定
- 2回目 平成18年7月18日（火）～平成18年9月15日（金）まで
 - ・・・2団体以内採択予定

9. 申請書類・応募受付

- ◇ 申請書類について
 - ・『久慈地域づくりパワーアップ支援事業申請書』に記入し、やませデザイン会議事務局までご持参の上、記載内容の確認を受けてからご提出ください。
 - ・郵送の場合は、下記住所まで郵送していただければ記載内容を確認の上、受理完了のご連絡

をいたします。

◇ 申請用紙の請求、お申込みの受付、申請書作成についてのご相談について

特定非営利活動法人やませデザイン会議事務局

〒028-0051 岩手県久慈市川崎町13-1

久慈市勤労青少年ホーム内

TEL 0194-61-3229

FAX 0194-61-3230